

# 離婚における商標所有権問題

筆者：ケーリン・ハーガドン (Keelin Hargadon)

多くの離婚経験者は、婚姻関係に争いが生じる前に財産分与を定める婚前契約又は婚後契約についてもっと真剣に考えておけばよかったと思うようです。しかしながら、商標のような特定資産となると、所有権の分与は、商標マーク／ブランドイメージを瑕付けてしまう虞があります。本記事は、ドクター・ドレー (Dr. Dre) として有名な米国ラッパーのアンドレ・ヤング (Andre Young) と彼の疎遠になった配偶者である富豪のニコール・ヤング (Nicole Young) との間の離婚訴訟によって新聞記事の大見出しになった2つの商標所有権問題を取り上げます。

このカップルは、1996年に結婚し、現在、DR. DRE 及び THE CHRONIC に関連する6つの登録済米国商標を含み、推定8億USドルに値する財産を巡って争っています。離婚訴訟の前兆となるかのように、ニコール・ヤングは、ドクター・ドレーが彼の祖母の葬式に出席した時にそのお墓の前で離婚届を夫であるドクター・ドレーに渡しました。それによって、自分と疎遠になった妻が商標マーク、特に自分のパフォーマンスネームを含むマークの部分所有権を獲得するかというドクター・ドレーの懸念が当たったという可能性が高まりました。2020年6月に提出された離婚は、カリフォルニア州において行われました。カリフォルニア州の離婚法によれば、概して、入籍日以降に得られた資産は、夫婦共有財産

(community property) として分類されます。言い換えれば、夫婦共有財産となる資産は、カップルが離婚する時の分与対象となる総計「ポット」に入ります。

2020年4月に、ニコール・ヤングがドクター・ドレーに対し、彼が共同所有の商標マークの所有権を彼が管理する合同会社 (limited liability company) に移転したことによって彼女からそれらの資産を奪ったということで訴訟を提起した時に、それらの商標問題が明るみに出ました。

## どうしてこれらの商標は離婚時の財産分与の対象になるか？

ニコールの弁護士は、それらの価値のある商標は婚姻関係にある間に申請され登録されたものである、又は婚姻関係にある間に価値が増えたものである、夫婦財産に属すると主張しています。更に、これらの登録は（直近まで）ドクター・ドレーにより個人的に所有されたことも、これらの商標マークは離婚時の財産分与対象に該当する個人資産であるという主張に重きを置かれました。

## 配偶者間の所有権分与は、離婚における許容できる解決策か？

いいえ！一部の人にとってこれは公平な決定のように見えるかもしれませんが、商標により与えられる保護の性質は、共同所有権で弱まります。以前に述べたように、商標の機能は、商品及び役務の唯一の出所（*sole source*）を識別することです。定義によれば、共同所有権は、少なくとも2つの出所が識別されることを表します。それは商標の唯一出所識別機能に逆らいます。商標マークの共同所有者は平等の使用権を有するが使用基準の結束性がないというシナリオを考えてみましょう。そこで起こり得るコンフリクトが今回のヤングの離婚紛争から完璧に説明されます。長引いた離婚訴訟の後に、所有する商標マーク、特に自分が職業で使用する名前（今回の場合、DR. DRE）の所有権を元妻と共有することを想像してみてください。

## 商標所有権の分与は大抵、問題が多い。

簡単に言うと、商標所有権を分与することは賢明ではありません。1つのエンティティが商標マークを所有し管理することが理想です。それにより、所有者であるエンティティは自由にライセンス契約を介してマークの使用許諾を他人に与えつつ、所有権がその唯一のエンティティに属しているままです。この唯一所有権の正当化理由は、商標の定義において説明されています。すなわち、商品及び役務の唯一の出所の表示（*sole source indicator of goods and services*）です。本質的には、商標は、消費者が特定のブランドに関連付けられる一定の品質及び信頼性

等を識別するために用いる道具です。商標は、ビジネスの非常に価値のある資産であり得ます。企業は、自社のブランドイメージが高度に識別され顧客ロイヤリティ向上に繋がる強いブランドを作り上げるために膨大な資源を投資します。したがって、商標が関係のない2人/2つの個人/組織団体によって所有/使用される場合、その商標は、唯一の出所の表示機能を果たせなくなります。

### **個人の商標所有権にはリスクがある。**

この離婚紛争で明るみとなったいくつかの事実も、商標は可能な場合、個人とは対照的に、エンティティ（組織団体）に所有されるべきであることを忘れてはいけなと教えてくれています。上記に言及したように、ドクター・ドレーは、2020年4月までこれらの商標マークの個人所有者として名前が挙げられていました。まず、個人としての彼の所有権は恐らく、商標マークは個人資産として夫婦財産に属しないとの主張に役に立ちません。次に、侵害に関して個人的に責任を問われること、又は製品の欠陥に関し、ブランド所有者としての品質維持管理者として個人的に責任を問われること等を含み、個人所有権には他の危険な面があります。最後に、商標マークが共同所有される場合、1人の所有者が他の所有者の承諾を得ることなく、商標マークに関する契約を締結することが可能かもしれません。

ちなみに、ドクター・ドレーの弁護団は権利譲渡に同意し、2020年4月に、これらの商標登記の所有権をドクター・ドレー個人から合同会社に移転するための譲渡書を提出しました。

**結論：個人による商標所有権は、回避可能なリスクを生じさせる。商標共同所有権は、回避可能なリスクの原因ともなる。**

今回のヤングの離婚においてこれらの問題がついに落ち着するか、それともこの争いは離婚訴訟が激化したら収まらないままになるかはまだはっきりと分かりません。一つ確かなことは、少なくとも上記理由から、商標所有権の分与は、離婚

における財産分与の適切な解決策ではありません。個人所有権が他の回避可能なリスクを引き起こし得るので、エンティティによる商標マーク所有権が好ましいということも確かです。